

『播磨国風土記』における伊和大神伝承について

石 田 淳 子

目 次

- 一、はじめに
- 二、これまでの研究と残された課題
- 三、伊和大神についての考察
 - (一) 伊和大神関係の記事
 - (二) 伊和大神の変容過程について
 - (三) 伝承荷担者の問題
- 四、結びにかえて

一、はじめに

元明朝、和銅六年五月甲子、畿内七道諸国に対し、地方誌撰進の官命^①が出され、ここに諸国における風土記編纂事業は一斉に開始されることになった。律令制の整備確立に伴う地方の実態掌握を目的としたものであったと考えられている。しかし、この大詔によって勸進された風土記は早くより散逸したらしく、延長三年には再び風土記勸進の太政官符^②が出されている。これは延長五年撰進の延喜式の基礎資料とするためであったらしいが、此度の勸進が、後に風土記の伝来形態の多様さを生み、種々の問題を来たす結果ともなった。

現伝する諸国風土記のうち、元明朝の詔による風土記、所謂古風土記は、常陸・出雲・播磨・豊後・肥前の五ヶ国のもので、これらは、伝来の乏少、伝本内容の不完全、逸文の多在など、多くの問題を内在させている。^⑧しかし『播磨国風土記』は、平安後期書写とされる三条西家本のみを伝播祖本とし、学界には、柳原紀光の、また、谷森善臣翁の謄写事業を待って伝えられ、幕末以降に広まるのであるが、その現伝本には抄略は想定すべきではないとされている。さらに『播磨国風土記』は、その巻首部分と明石郡全文、及び賀古郡の郡首部分を欠いてはいるが、『出雲国風土記』、『常陸国風土記』に次いで豊富な記事内容を取材しており、史料的价值は極めて高いと言えよう。

その記載は順に、賀古・印南・鎗磨・揖保・讚容・神前・宍禾・託賀・賀毛・美囊の十郡より成り、各々の郡が、異なった性格を有することが一読して判る。一卷の書物としての内容の統一性を志向する意識は薄弱で、文学性もさほど意識されていなかったものと受け取れる。和銅六年の詔を広義に解することなく、その地理に従いつつ、土地の沃瘠、地名伝承、古老の伝える旧聞異事、土地の産物等の様々な内容を、比較的自由に取材したために生じた特徴と思われる。採録記載の主題を登場する主体に置かず、地名伝承記載を最重視したという傾向が、『播磨国風土記』の主たる特色を成すと一般に言われる所以である。

その内容に注目すると、全記載二百三十八条に及ぶ記事数のうち、神を主体とする記事八十二条を数えることができ。これは決して少ない数字ではない。その記載内容の大部分が神の記事に埋め尽くされている『出雲国風土記』に次ぐのが『播磨国風土記』なのであるから。ただ、この両風土記の神の在り方は、その性格を大きく異にしている。先にも述べた理由から、『播磨国風土記』の記事内容が断片的になったことは已む無いとして、加えて次のことに注目したい。即ち、『出雲国風土記』では、そこに登場する神の多くが神社との直接の関連を有し、これに対し『播磨国風土記』は飽くまで地名伝承と離れることなく、その神の多くは単に「在於此処」神、「在於此山」神であって、神社については意外に無関心であり、独自の性格様相を見せているという点である。

そしてその八十二条の神の記事に特徴的に現われるのが、伊和大神をはじめ、その妻神、御子神、大汝命、天日槍

命、葦原志許乎命である。これらの神々についての伝承は、実に四十九条を数えるのであって、私の興味と問題意識は、自ずからここへ集中することになった。

『播磨国風土記』は後世に至って発見されたため、その研究は主として明治以降のことになる。寛政八年に柳原紀光が、嘉永五年に谷森善臣が転写して以後に伝播した当国風土記に校訂を加え、考証を行なったのは、早くは栗田寛氏であり、続いては敷田年治氏であった。注釈書はさらに遅れ、古典全集本に井上通泰氏らの解説等があるのみであったが、その記載内容を分類・検討された松岡静雄氏の『播磨風土記物語』にはじまり、倉野憲司氏による「播磨風土記の研究」、次いで井上通泰氏の『播磨国風土記新考』、肥後和男氏の『風土記抄』等によって、その研究は急速に進められていった。これらの研究は、なお引き継がれ、近くは秋本吉郎氏などによって詳しい研究がなされてきた。又、神々の伝承等は、多くの神道学者らの好んで扱うところとなり、様々な論が展開されつつ今日に及んでいるが、それらは未だ混沌を極め、定説を見るに至っていない。

ここでは先学諸氏によるこれまでの研究を振り返り、検討、再考していくことから始めたい。そして先学諸氏によって様々な角度から研究されてきた内容のうち、当国風土記に特徴的に現われる「伊和大神」の性格を明らかにしていくことを目的とする。長い時間の経過の中で変わっていったものとして、この伊和大神伝承を捉えることが、この伝承の原形と、変容過程と、その性格を明らかにする道であると思っっている。

註

① 制。畿内七道諸国郡郷名着好字。其郡内所生。銀銅彩色

草木禽獸魚虫等物。具録色目。及土地沃墾。山川原野名

号所由。又古老相传旧聞異事。載于史籍亦宜言上。(統

日本紀)和銅六年五月甲子条)

② 十二月十四日。可進風土記事

太政官符 五畿内七道諸国司

応早速勸進風土記事

右如聞諸国可有風土記文。今被左大臣宣傳。宜仰

国掌。令勸進之。若無国底探求部内。尋問古老。早

速言上者。諸国承知。依宣行之。不得延廻。符到奉行。

參議左大弁從四位上兼行讀伎權守源朝臣悅

外從五位下行左大史阿刀宿祢忠行

延長三年十二月十四日

（『類聚符宣抄』）

論文集』所収）に詳しい。

- ③ 秋本吉郎氏「風土記伝来考」（『大阪経大論集』十一号所収）
- ④ 秋本氏「前掲論文」
- ⑤ 神の記事の分布については福島好和氏「播磨国風土記における神名記事の分布について」（『本位田重美先生定年記念

- ⑥ 栗田寛氏「標註古風土記」
- ⑦ 敷田年治氏「標註播磨風土記」
- ⑧ 倉野憲司氏「古代文学研究」所収。

二、これまでの研究と残された課題

伊和大神・大汝命・葦原志許乎命は、さながら同一神であるかのように当国風土記は語っている。この複数の神名をもつ神を、その記載のままに同一神とのみ捉える説が、まず第一のグループとしておさえられる。これは栗田寛氏が「播磨郡伊和里条標註」^⑨

○積幡^レ誦、按神名式、宍粟郡有伊和坐大名持御魂神社、抛^レ此則伊和君即大名持神裔居宍粟郡二者乎

と記し、「伊和」と「大名持」の複数の神名に対して何ら疑問を提示しなかったことに始まる。この栗田氏の標註を認めた上で、伊和大神自体について比較的多くの見解を述べているのが井上通泰氏であるが、その書、宍粟郡飯戸阜新考において、「占国之神は大汝命、即伊和大神、即葦原志許乎命なり。」とし、同郡石作里新考でも、「本書に大名持神を伊和大神といへるは伊和里にいますが故にて」とすることから、その解釈は明白に知ることができる。

これらの見解では、伝承が全て同時に存在したと捉えられる傾向が強く、伝承とは長い時の流れの中で変形しつつ広がり、やがて固定するものであるという概念が極めて薄弱であることを無視できない。如何なる理由で、如何なる過程でかくも多くの神名を有する神として登場する結果になったのか、その考察には未だ遙か及ばないのである。

第二のグループは、伊和大神が本来出雲系の神、外来の神とする説である。松岡静雄氏がその見解を述べられて以来、この伊和大神出雲系説は現在にまで引き継がれ発展している。（後に第三のグループに紹介する鵜殿正元氏も、この神を出雲系としている。）松岡氏はこの神の複数の神名を有するに至った根拠を若干考察している。まず葦原志許乎

命については、世代の懸隔、大国主神の播磨進出の伝承が『古事記』にも『出雲国風土記』にもない点などから、出雲国の葦原色許男神と同一神とすることは無理であるとする。そこでその葦原志許乎命が伊和大神の別名となったのは、所の人が伊和大神を尊称して大名持としたことと、本来出雲系であった故に大国主神との混同を来たして、大汝命とも、葦原志許乎命とも伝えられたと解するものである。

氏の見解は、伊和大神の神名の多様性を、出雲系の神であるとの前提のもとに考察され、又、伝承が変形していくものとの一定の捉え方はなされており評価されよう。しかしながら、この出雲系説において、伊和大神が播磨国土着の神でないとするならば、「伊和君」等をどう解釈するのか、そしてこの神が何故にかくも広い信仰圏を有するに至ったかの疑問が残ることになる。

これらの説をもとにしつつ、この神独自の性格を固定的に考証しようとするものが第三のグループとしてあげられる。代表するものとして、高藤昇氏、鵜殿正元氏を取上げたい。高藤氏は異郷の神に対し此土地の神を葦原志許乎命とし、天日槍命と対立する伊和大神も同じく葦原志許乎命と考えるが、さらに進めてこの神に巨岩・玉石の神性を想定し、巨岩・巨石信仰から、山岳信仰との関連もあると規定する。鵜殿氏も複数の神名を「全て同一神」とするのみであるが、神の個別の性格の考証に及ぼうとする。ここでは多くの認める「石」に関わる神性を敢えて否定し、伊和大神関係の記事に穀物が多く見えることから、農業神的性格を指摘し、天日槍命が農耕法を伝えた一帰化部族であれば、これら二神の闘争は、同じ農業神同志の争いという一面を有するとも考察するのである。鵜殿氏において評価されるべきは、初めて伝承を担った者への考察がなされたことである。氏は天日槍命を伴う国占め争いの伝承は「伊和族」が語り継いだとする他、大神の御子神の石龍比古命・石龍比賣命による水争いの伝承^⑥については、多くの類例考察から海人族が語り継いだとするのである。

これらの説は発想が豊かで興味深いが、それだけに論理の飛躍は隠せない。高藤氏の論拠は、伊和大神の系譜を引く神の名称に殆ど頼っており、あまりに稀薄である。しかも、山に坐す神を直ぐに山岳信仰に結びつけるのはとても無理

と思われる。鵜殿氏の伝承荷担者の考察については、伊和族が早くから没落した氏族であることを見逃がしてはおられないか。伊和族没落以後、この神の伝承を支えた者達は誰であったのか、考証の余地がある。

最後の第四グループは、肥後和男氏に始まる、伝承の変容過程を捉えようとする説である。吉井良隆氏、直木孝次郎氏がこれに続く。肥後氏はこの神に関する考察を詳しく行なっておられるが、納得できる点が多く、私の伊和大神像も、氏の論から得たものが多い。氏は三つの神名のうち「伊和大神」を、他より来たれる神でなく、その土地に本来あるところの土着神的性格の神と捉え、この点を強調される。また「大汝命」との混同については、伊和大神が国作りをした神であったことに着目し、この伝承を、各地に存していた国作神話の一として置けるのは傾聴に値しよう。それら各地の国作神話は、大和朝廷の統一事業によって総合され、大国主神の概念に至り、その影響で、この二神が混同していくとするのである。この神の系譜を引く神々についても、伊和大神を祭神と仰ぐ伊和君・伊和部らによる開拓事業との関連を述べている。肥後氏以前の説は、必ず実在した歴史事実への洞察に至るものではなかったが、ここにはじめて、この伝承の成立背景が示されたわけである。また天日槍命との国占め争いについても、古代社会における土地占取運動の反映とし、「土地」の持つ意義の重要性にまで及ぶ考察を加えている。しかし、「葦原志許乎命」については、記紀の伝承等を参照しているものの伊和大神との混同に関する具体的考察には届いていない。「大汝命」を媒介としての混同を、念頭におかれてのことであろうか。

当国風土記に見える出雲系神々の整理・検討を行なった吉井氏^⑤も、占国・国作・国堅の性格が「所謂所造天下大神」大穴持命^⑥の性格に近似することから、これが伊和大神に投影されたとする。大神が出雲系の神名を有するのは、系統的な混乱による結果であり、明らかに別箇の神で、当国一帯に、民間で大きな勢力を有していた大神を、中央の政治的意図の下に、当国の国魂神として置かれたものとする見解である。また、伊和大神の原形を、伊和君等の氏族神とする説は、大いに頷ける。後に、伝承分布の地図をもとに考察するが、出雲系神々の当国に至る経路は、出雲道からの直接経路より、むしろ三輪氏族等による中央大和からの影響が大であるとされ、これも傾聴に足る論であろう。ただ、氏は従

来の、この神の「石の神」的性格は捨てていない。

直木氏^①も、伊和大神の原形を、やはり伊和族の祭る氏族神と捉え、その神威は、宍禾・揖保・飴磨郡を中心に、殆ど当国全域に及んだものとする。大汝命の信仰との混合、その伝播経路については、吉井氏とほぼ同じ見解であるが、一般に伊和大神の本貫地とされる宍禾郡御方里伊和村が、古代の幹線交通路から外れた小盆地であることの指摘、また伊和君が当国風土記以外には見えず、しかも七、八世紀には弱小氏族に零落していることの指摘、それがおそらくは五世紀頃に、中央勢力によって追いやられたためであろうとの指摘等、氏の説は、伝承成立の時代背景、歴史的事実についての考証を大きく進めたものとして意義深いものと思う。

以上、先学諸氏による、伊和大神についての代表的諸説を概観したが、その実像は未だ曖昧模糊としている。これらの論を踏まえた上で、残された課題と、研究の視点を私は以下のように考える。

伝承とは、時代の変遷の中で、或いは分離され、或いは混同され、統果され、潤色されて変容を遂げていくものである。当国風土記の伊和大神伝承も、当然例外ではあり得ない。その変容過程を一層明らかにすることが、第一の大きな課題である。そして様々に規定されてきた伊和大神の性格を再考すること、複数の神名について、それぞれ考察を加え、そこに至る具体的経過をさらに考証し、進めることが残されている。それらの課題を、主に第四グループの立場に立って検討し、直木氏の論を一段発展させ、伊和大神の本貫地についての再考を行ないたい。

また、福田とく子氏^②、福島好和氏の論文等に見られるように、伝承を時間の経過の中で捉えながら、その分布を考えるにあたっては数量のみに囚われ、一元的に見るに終わっているものが意外に多いことから、地図における伝承分布をも、時間の流れを考慮しつつ見ていかねばならないと考える。そして、これらの伝承を語りついできた、所謂伝承荷担者の問題についての考証が、未だ不十分である。以上の課題を意識しながら、私が捉える伊和大神像を述べていくことにする。

註

① 栗田氏『前掲書』

② 井上通泰氏『播磨国風土記新考』

③ 松岡静雄氏『播磨風土記物語』

- ④ 高藤昇氏「伊和大神考」(『国学院雑誌』昭和三十一年十二月号所収)
- ⑤ 鵜殿正元氏「播磨国風土記の説話と、その地名伝承」(『明大教養部論集』41所収)
- ⑥ 『播磨国風土記』揖保郡出水里美奈志川条。
- ⑦ 肥後和男氏『風土記抄』
- ⑧ 吉井良隆氏「播磨国風土記に現われたる出雲系の神々についで」(『神道史研究』第二卷第四号所収)
- ⑨ 『出雲国風土記』出雲郡御崎山条
- ⑩ 『兵庫県史』第一卷第六章第一節
- ⑪ 福田とく子氏「播磨国風土記と伊和大神」(『親和国文』第五号所収)
- ⑫ 福島氏「前掲論文」

三、伊和大神についての考察

(一) 伊和大神関係の記事

一般に、『播磨国風土記』に現われる伊和大神(時には、単に「大神」)・葦原志許乎命、大汝命は全て同神とされている。これらの神名による伝承に加えて、この神の系譜を引く神々の伝承、関連伝承四十九条を、表と、伝承の分布を示す地図に作成した。

表1では、その記載順序に従って、登場する神名をあげている。多く現われる神名は記号化し、視覚的に捉えようとするものである。その他の神名についてはそれぞれ記し、備考欄には、伊和大神との関係を記入した。記号で表わしたのは、次の神名をもって登場する神々である。

A ○…「伊和大神」

○…「大神」「占レ国之神」

B ○…「大汝命」

○…「大汝少日子根命」

C ○ ○ …「葦原志許乎命」
 ○ …「大物主葦原志許」で、Cに属するものと考えた。
 D ○ ○ …「天日槍命」「天日杵命」
 ○ …(無)

表 1

郡名	No.	地名	A	B	C	D	その他の神名	備考
飭磨	1	英賀里					阿賀比古神・阿賀比賣神	伊和大神之子
	2	伊和里					火明命・弩都比賣	大汝命之子・大汝命之妻
	3	枚野里笥丘						
	4	香山里						
掛保	5	〃 阿豆村						
	6	越部里御橋山						
	7	林田里						
	8	〃 伊勢野					伊勢都比古命・伊勢都比賣命	伊和大神子
	9	〃 稻種山						(12に伊和大神子とある。)
	10	廣山里					石龍比賣命	
	11	揖保里粒丘						
	12	出水里美奈志川					石龍比古命・石龍比賣命	伊和大神子
讚容	13	(讚容郡)					玉津日女命(贊容都比賣)	大神妹妹二柱
	14	讚容里吉川						(13より)
	15	〃 桜見					佐用都比賣命	大神之子である散用都比賣之弟
	16	速湍里					廣比賣命	
	17	〃 凍野						

託賀	神前	宋禾																						
42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18
〃 支閼丘	黒田里袁布山	〃 八千軍	多駝里梗岡	聖岡里	(神前郡山埜村)	〃 伊加村	御方里	〃 波加村	雲箇里	〃 伊加麻川	石作里阿知賀山	安師里	〃 飯戸阜	柏野里伊奈加川	高家里	〃 稻春岑	〃 奪谷	〃 庭音村	〃 川音村	〃 比良美村	比治里宇波良村	(宋禾郡矢田村)	雲濃里	柏原里釜戸
			○	○		○	○	○		○		○	○		○		○	○	○	○	○		○	○
		○	○				○	○				○	○	○		○	○		○		○			
宗形大神	宗形大神奥津嶋比売命・(伊和大神の子)			建石敷命					許乃波奈佐久夜比賣命		阿和加比賣命	(安師比賣神)											玉足日子・玉足日賣命・大石命	
(41と同神)	任伊和大神之子			伊和大神之子					大神之妻		伊和大神之妹												大神之子・玉足日子・日女之子	

美囊	49	48	47	46	45	44	43
志深里		〃	梗岡				
				〇	〇	〇	
						〃	〃
							建石命
							(37と同神と思われる。)
							(八戸挂須御諸命)

この表1をもとにして、伊和大神に関係する神々をさらに記号化し、その伝承の分布を見ようとするのが図1の目的である。

図1から、これらの伝承が、ほぼ全域に及んでいることが一見して判るが、「伊和大神」の名における伝承は、実禾郡、讚容郡、揖保郡北部に集中し、「大汝命」の伝承は、出雲道と山陽道の交わる饒磨郡南部と、印南川を溯った賀毛郡西部に特徴的に集中する分布を見せる。また「葦原志許乎命」の伝承は「天日槍命」を伴って、これも特徴的な分布傾向を見せ、殆ど揖保川流域に限られて存する伝承であることを示している。ただ一つ、美囊郡志深里条に離れて存するが、これは「八戸挂須御諸命 大物主葦原志許」であり、他と、若干性格を異にすることは、その記事内容からも明らかである。

大神の系譜を引く神々の伝承は、極めて広範囲に及び興味深い。特に集中するのが、讚容・託賀郡などの周辺山間部であることも、考察の必要があらうと思われる。

賀古・印南両郡は、これらの伝承を全く有していないが、これは、条数自体が少ない上に、中央との関連の深い地域であり、有名な景行天皇の妻訪い伝承があったことも重なって、伝承主体が天皇関係になりがちであったためと考えられることができる。従って、この両郡に伊和大神伝承がもとよりなかったとは決して言えない。寧ろ実際には、図1に見ら

れる以上に広い分布を持つていたものと思われる。何故なら、当国風土記にその記載のない明石郡・赤穂郡に伊和都比賣神社^⑧（伊和大神の妻神であろうと思われる。）があり、その分布が、さらに東西へ広がることを示しているからである。

(二) 伊和大神の変容過程について

1、氏族神的性格——「伊和大神」

伊和大神は本来、他の土地から来た神ではなく、「伊和君等の祭る氏族神」がこの神の原形であろうと考えられる。吉井氏・直木氏の論に学ぶとおり、その性格の類似から、後に出雲系の神と混同されたものであろう。そしてその性格とは、何よりも伊和大神が国作を為す神であるということにある。国作伝承は、おそらく古くは各地に存在し、それが中央によってまとめられていったとすれば、この神が国作伝承を有するということは、極めて古い時期の伝承にもとづくものと思われるからである。従って伊和大神は、非常に古い時期から当国に存していたと考えられる。

また、「伊和族」については、地名とその名を同じくし、その氏族神が地名と氏族名をその名にしていることを考えると、この神の「地主神」的性格は明らかになってくる。そしてこの氏族の勢力範囲の広がったことは、イワの名を持つ地名が、当国風土記に四も数えられることからからも考えられよう（表2）。表2から判るように、饒磨郡胎和里は伊

表 2

郡名	地名	伊和大神との関連	備考	表1 No.
饒磨郡	伊和里	有	(大汝命)	2
(同)	胎和里	無	(雄略天皇)	
宍粟郡	石作里	有	本名伊和	31
(同)	伊和村	有	本名神酒	36

和大神伝承を記載していないが、これは新しい時期の伝承が介入していて、それを選んだためであろう。この地域は先に述べたように、新しい時期の伝承が入りやすかったのである。

伊和大神＝岩大神の連想から、この神の原形を石神とするこれまでの説については、私は否定的に考えている。何

故なら「石」は、古代においては「イハ」でなくてはならず、それならば「伊波」等に記されねばならない。石を「伊和」に表わした例も、「イワ」の読みで「石」を表わした例も古代の文献に全く見えないからである。

この神に系譜的に結びつく神々に、「石」、「玉」など、石に関連する名を有するものが圧倒的に多いことは認めるが(表1の10・12・19)、系譜的結合は、しばらく後のことであり、伊和大神の原形とは自ずから別問題である。『播磨国風土記』は、他にも石神信仰がこの地にあったことを記しており、合わせて石の宝殿の存在、家島、沼島に現存する石神信仰・巨岩信仰等を考えると、伊和大神とは全く別に、石に関連する神々が多数存したと推察するに容易である。

これらの考察から、伊和大神は、石神的性格を伴わない、伊和族の氏族神という形をその原形とする神であったと考
えたい。

2、国土経営神的性格

先の原形を有していた伊和大神は、国土経営神的な神の姿へと、第一の変容を遂げる。この変容を進めたのは、伊和大神を氏族神とする伊和族自身と考える。この時期から、彼らの土地開拓・占有の事業は開始された。

神による国占めの意義、またそこにおける「国」の概念規定については、横田健一氏が明らかにされ、次のように述べられる。「国と言われたものは稲の生うる耕地、農業の生産を行う場所として考えられているのであり、決して今日のごとく(中略)政治的な共同体の居住地が考えられているのではない。」と。さらに、「豊作をもたらしてくれる神々を中心として、呪術的祭儀を共にすることによって結ばれている、村落的なクニというものを我々は想像することが出来よう。」とされており、ここでの考察にあたり、大いに示唆を受けることになった。

そして、神がその国を占めるとは、その土地に祭られることによって、その靈威と呪力により、豊作をもたらすことに他ならず、こうした神話伝承の背後には集団同志の争い、村落同志の耕地先占の争いといった歴史的事象が必ず存したであろうとされるのである。

この視点で捉えるとき、当国風土記において、先を争って国占めをしようとする伊和大神の姿は、そのまま伊和族の土地占有の事業を物語るものと考えられる。

こうした伊和族による国占めの事業が進められる中で、神の系譜的結合の現象が現われる。(表1の1・2・8・10・12・15・16・17・19・31・33)

4337・4441・4542)これらの神々は、伊和大神との系譜的関連性を、もたら有していたとは考えられない。例えば飭磨郡英賀里の阿賀比古神・阿賀比賣神、揖保郡林田里伊勢野の伊勢都比古命・伊勢都比賣命、讚容郡の贊容都比賣命、穴禾郡石作里阿和賀山の阿和加比賣命等の神々は、何れも地名を神名にしており、各地域の集団によって祭られていた在地の神であったと思う。これらの神々が伊和大神との関連を持ったのは、伊和族の国土開拓事業によって、「国占め」をさ

れたためと私は考えている。「国占め」られた歴史的事象と、長い間その土地に豊作をもたらしてくれた神への捨て難い在地信仰、その両者の接点であり妥協点であったのが「系譜的結合」だったのであろう。

勿論、伊和族の国占め事業もそう安易には進まない。中には、祭儀的支配を含む他氏族の介入を容易に許さない地域も出てくる。贊容都比賣命を祭神とする讚容郡、安師比賣神を祭神とする穴禾郡安師里は、この代表的な例であろう。(表1の13・15)

贊容都比賣命は、鹿を捕えてその腹を割き、その血に稲を種いて一夜のうちに苗を生えさせるといふ、紛れもないその呪力によって伊和大神を他処へ去らせる比賣神である。この伝承は、正しく国占め争いを示しており、この耕地占有の争いに伊和大神は敗れたのである。つまり伊和族の国占め事業は予定通りに進まず、争いの名残りに、妥協点としての系譜的結合を、わずかに伝えるにとどまった。

同様の困難は、安師里にもあったらしい。この地の集団が祭る安師比賣神は、伊和大神の妻問いを、「固く辞びて聴か」なかった比売神である。伝承は、これによって大神が大変怒り、川の源を塞いだので、今も水が少ないと伝えており、ここでは伊和族の国占めは成就したらしい。水争いが示すのは、耕地先占争いに他ならず、大神の怒りは、争いの激しさを物語っている。そして興味深いのは、固く辞ぶ安師比賣神の姿勢が、恐らくそのままに、この神を祭る集団の姿勢を表わしていることである。この集団は国占め争いに敗れても、祭儀的支配を決して許さず、安師比賣神は、伊和

大神と系を同じうすることを拒否したのである。

又、図1から、大神の妻神・御子神の分布は、讚容郡・託賀郡の周辺山間部に集中することは先に指摘した。これらの地域は、現在の交通網が発達する時勢にあっても都市圏から離れ、素朴な田園風景を見せてくれる。古代にあっては特に、当国の中心的地域を離れ、そこで独自の社会を、比較的小さい規模で営んでいたであろう。そこには必ず、その地域独自の神への根強い信仰が存していた。伊和族の国土統合が及んだ時、伊和大神と系譜を結んだのはこれらの神であった。

このように、「国土経営神的性格」へ変容した伊和大神の、当国の神話伝承に果たした役割は大きい。様々な問題を地域に内在させながら、伊和族の国占め事業は進められ、伊和大神はそれに伴って多くの神々を、系譜的に己へとつないでいったのである。

3、闘争神的性格——「葦原志許乎命」

国土経営を進めていく中で、伊和族は大きな障害にぶつかった。天日槍命の登場である。ここで伊和大神は二度目の変容、即ち闘う神、葦原志許乎命への変容を迫られるのである。

この性格がこの位置に想定されるのは、表1と図1による。表1を見ると、天日槍命は、伊和大神と二度、葦原志許乎命(表1の11・25・28・35)と四度出會っているが、大汝命と出會うことはなかった。後者が異なる時期に伝播した伝承であるのは容易に推察され、伊和大神と葦原志許乎命は天日槍命を媒介に重なりを見せるのであるから、时期的に近かったのであろう。又、図1を見ると、伊和大神は、葦原志許乎命、大汝命の伝承に座を追われつつ、最も広範囲に分布し、早い時期の伝播であることを示しており(その性格は前項参照)、これに対して大汝命の伝承は、最も遅く南から伝播したと読みとれる(次項参照)。これらの考察から、闘争神「葦原志許乎命」をここに位置づけることが可能なのである。

さて、図1から判るように、葦原志許乎命と天日槍命との争いの伝承は揖保川流域に集中する。揖保川は、上流が宍

禾郡御方里を経て、但馬国へと延びている川であるが、天日槍命を信仰する一団が、かなりの強い勢力をもって、この水路沿いに活動し、流域に伝承を留めることになった。

しかし、鬮争神葦原志許乎命が多く勝利を得、天日槍命の族の、当国における勢力拡大の意図は達成されなかった。宍禾郡御方里には、二神が黒葛を三条ずつ投げたところ、天日槍命の黒葛は皆但馬国に落ちたのでそこを占め、葦原志許乎命の投げた黒葛は但馬国気多郡、夜夫郡（養父郡）と、この御方里に落ちたとする伝承を残している。そのため天日槍命は御方里から但馬国へと引き下がっていくが、この伝承が、天日槍命を信仰する一団が但馬国へ去っていったことを示すのはいくらでもない。

なお、当国風土記神前郡多駝里（表1の39）梗岡条・同八千軍条の記事は、天日槍命の勢力が去った後に、過去の争いの伝承のみが伝わったものと見てさしつかえない。この二例に限って「天日杵命」に表わすのも、伝承荷担者が異なったためかとも推察できる。

4、大汝命——本貫地の再検討

図1を見ると、「大汝命」の伝承は当国南部、しかも東寄りに集中する。そこで、この出雲の神名「大汝命」の伝承は、出雲から直接来たのではなく、大和朝廷側の勢力を媒介として現われたと考える。吉井氏の論⑧に従うところである。よって、この神の伝播は、中央勢力の侵入拡大を意味してくる。

伊和大神は、国作伝承を残す等の性格的類似から「大汝命」と混同され、やがて同一視されていったのであろう。これは肥後氏によって早く示唆され⑨、吉井氏・直木氏らに受け継がれてきたものである。そしてこれらの勢力に追われ、伊和族はこれ以後零落の一途を辿るのであるが、直木氏はその時期を五世紀とし、理由を以下のように考証される⑩。明石国造・針間嶋国造は土着豪族であるが、播磨中央部を支配する播磨国造佐伯直氏は、伴造系豪族佐伯連と関係を持つ氏族であり、その祖先は応神天皇の播磨巡幸に従って移住してきた側近阿我能胡（あづま）と伝えられる。播磨国造のこうした性

格や伝承は、五世紀頃に伊和君から佐伯直への勢力の交替があったとすれば、最もよく理解できると。即ち伊和族の勢力が強かったがためにこそ生じた勢力の交替であり、国譲りであったとされたのである。

この見解を認めた上で、零落する伊和族の行方を見ると、彼らは新勢力に追われ、次第に辺境の地へと逃れて宍禾郡御方里伊和村に至り、ここに大神の鎮座地を求めたと考えられる。ここでとらえておきたいのが「鎮座」の意義である。風土記宍禾郡御方里伊和村条には、国作を終えて自ら棺に入る伊和大神の姿が描かれており、ここでの鎮座とは、神の死を表わすのである。そう考えるとき、本貫地再検討の必要性が出てくる。直木氏の、伊和神社の北向きの社が国譲りの象徴であるとの説をも合わせ考えるならば、一般に伊和大神の本貫地とされる宍禾郡の伊和村は、実は追われて逃れた先であり、国譲りをして隠退し、伊和大神がそこに坐す「大名持御魂神」へと、最後の変容を遂げる地であって、それは本貫地とは別のものと考えねばならない。

それでは本来の本貫地は何処であったか。飭磨郡伊和里であったと私は考える。飭磨郡は、常に当国の中心地域であった地で、かくも勢力を盛んにした伊和族の本貫地とするに相応しい。また、伊和村を先のように退けると、表2からも、その本貫地は飭磨郡伊和里以外に比定できない。

そこで問題となるのが、飭磨郡伊和里条に「積嶮郡伊和君等族 到来居^(宍禾)於此^(宍禾) 故號^(宍禾)伊和部^(宍禾)」と見えることであるが、これは次のように考えられる。飭磨は後にも当国の中心地域で国衙も存在し、強く中央の影響を受けるのであるから、勢力交替の後のこの地域に、伊和大神の伝承は残り得なかつたのであろう。表1からもこれは判る。そこで、地名として残った伊和里を説明するには、今は零落して宍禾郡にある伊和族から、伝承を逆輸入しなければならなかつた。つまりこの記事は、時期的に極めて遅く、恐らく伊和大神の死後、伊和族零落後に伝えられたものと理解できるのである。

(三) 伝承荷担者の問題

このような変容過程をもつ伊和大神伝承において、伝承荷担者の問題は非常に捉え難く曖昧で、多くの研究者によっても敢えて触れられずに来た傾向がある。それは何よりも、この神を祭神とした伊和族が早くに没落し、当国風土記以外の文献にその行方を全く残していないためであろう。しかし五世紀頃に没落したはずの神の伝承を、八世紀に編纂された風土記にこれほど多く留めるのは、その間にこれらの伝承を語り継いだ人々が必ずいたからであり、それらは無視できない問題である。今、前節で考証した大神の変容に沿ってその考察を行なう。

1から3の、氏族神的性格、国土経営神的性格、鬭争神的性格を有する伝承は、当初伊和族自身のものであった。それはそのまま伊和族自体の性格の変遷を示しているからである。しかし、国土経営神段階に現われる妻神・御子神らの伝承は、それらの神々を祭っていた在地の人々が語り伝えたものと思う。それらの信仰が根強く消し難いものであったことは先に考察した。そこに定住する人々は、これらの神を代々祭り、その神に付随する形で大神伝承は後代まで伝えられたのであろう。祭儀的支配を許さなかった地域が、かえって大神伝承を多く残したのはこのためである。贊容都比賣命の伝承はまさにこの例で、この伝承は贊容都比賣命側の伝承を多く残しながら、その神の威力を讃える材料として大神伝承を留めたのである。ここには現在も「佐用都比売神社」^④があり、この比売神の神威がいかに大きかったかをよく伝えている。

4の大汝命としての伝承は、言うまでもなく中央の勢力に従った地域のそれであり、时期的にも新しく、さしたる問題は無いであろう。伝承においては、支配者側のそれが残り、被支配者側の、それまでの伝承が消え去っていくことは常である。

それ以外の多くの伝承、例えば氏族神段階の大神伝承は、伊和族没落後、誰が伝えてきたのであろうか。鬭争神段階の伝承はどうであったのか。

それらの多くを伝えたのは「石作」の名を持つ氏族であったと考えている。彼らは三度、当国風土記に登場する。印南郡大國里伊保山の「石作連大來」は、仲哀天皇の陵墓造築のための石材を、神功皇后に伴って讃伎國羽若へ求めに行

く人物で、殯宮にも関与する、石棺・陵墓造築に従事したものととして描かれている。この「石作」こそ伊和族の後裔であり、この氏族が石に関わるのは、この時期に近い頃からであろうと考えられる。

これを裏付けるのが、実末郡石作里条の「所謂以名石作」者「石作首等」居於此村「故庚午年為石作里」の記載である。加えてこの里の本の名は伊和であり、それが天智朝九年、庚午年籍作成の年に地名変更を受けているのである。七世紀後半のこの時期、伊和族没落以後二世紀を経て、新勢力が確立している時期にあつて、旧勢力を象徴する地名は、もはや邪魔でしかない。しかも伊和族が既に氏族名さえ変えているのであるから、それ故の、当然の地名変更であつた。また庚午年は風土記成立期の僅か五十年前であり、その成立時期近くに彼らが当地方に存在したことになる。そのことから、『播磨国風土記』編纂にあつたの取材の際に、大神伝承を多く語り得たのは必ず彼らであつたに違いない。

当国の古代に石作連はあと二例、天平年間に現われる。天平六年十一月、播磨国賀茂郡既多寺の大智度論卷五十六・五十七の知識、石作連知麻呂と、石作連石勝である。『兵庫県史』^⑤において藺田香融氏は、既多寺を「北寺」と解され殿原廃寺（現在の加西市にある。）にあてられた。対応する「南寺」には繁昌廃寺をあて、この近くの式内社乎疑原神社にある白鳳期の五尊石仏が、知識の功德業として、この石作連らによって造立されたものと考えておられる。彼らは恐らく、かつて大神伝承を伝えた「石作」連の後であらう。

「石作」らは服属以後の伊和族の姿であると、私は捉えるものである。

註

- ① 坐三坂神 八戸挂須御諸命 大物主葦原志許 国堅以後
自天下於三坂岑（『播磨国風土記』美濃郡志深里条）。
② ともに延喜式に載せる。
③ 横田健一氏「風土記に於ける国の觀念」（日本史論集『古
代社会と宗教』所収）
④ 佐用都比賣命、散用都比賣命にも作る。
⑤ 所以云讚容者 大神妹妹二柱 各競占国之時 妹玉津
日女命 捕臥生鹿 割其腹而 種稻其血 仍一夜
之間生苗 即令取殖 爾大神勅云 汝妹者 五月夜殖哉

即去^三他^三処^一 故号^三五^三月^三夜^三郡^一 神名^三齋^三容^三都^三比^三壳^三命^一 (『播磨国風土記』讀容郡条)

⑥ 伊和大神 将^三娶^三詔^三之^一 爾時 此神固辭不^レ聽 於是 大神大曠 以^レ石塞^三川^三源^一 流^三下^三於^三三^三形^三之^一方^一 故此川少^レ水 (『播磨国風土記』安永郡安師里条)

⑦ 所以号^三御^三形^一者 葦原志許乎命 与^三天^三日^三槍^三命^一 到^レ於^三黑^三土^三志^三爾^三嵩^一 各以^三黑^三葛^三三^三条^一 着^三足^三投^三之^一 爾時 葦原志許乎命之黑葛 一条落^三但^三馬^三氣^三多^三郡^一 一条落^三夜^三夫^三郡^一 一条落^三此^三村^一 故曰^三三^三条^一 天日槍命之黑葛 皆落^三於^三但^三馬^三國^一 故占^三但^三馬^三伊^三都^三志^三地^一 而在^三之^一 (『播磨国風土記』安永郡御方里条)

⑧ 吉井氏「前掲論文」

⑨ 肥後氏「前掲書」

⑩ 『兵庫県史』第一卷第六章第一節三八九頁。

⑪ 又云^三於^三和^三村^一 大神 國作訖以後云 於和 等^三於^三我^三美^三岐^一 (『播磨国風土記』安永郡御方里伊和村条)

⑫ 『延喜式』に「伊和坐大名持御魂神社^{名神}」とあり、今、安栗郡一宮町に「伊和神社」がある。

⑬ 延喜式内社である。

⑭ 此里有^三山^一 名曰^三伊^三保^三山^一 帶中日子命乎坐^三於^三神^一而息

長帶日女命 率^三石^三作^三連^三大^三來^一而 求^三讀^三伎^三國^三羽^三若^三石^一也 自^レ彼度賜未^レ定^三御^三慮^三之^一時 大來見顯 故曰^三美^三保^三山^一 (『播磨国風土記』印南郡大国里条)

⑮ 『兵庫県史』第一卷第七章第四節七一八—七二二頁。

四、結びにかえて

『播磨国風土記』に見える伊和大神伝承を、その背景となった歴史的事象を追うことを試みつつ考察してきた。先学諸氏の論から多くを学び、この神の変容過程を明らかにし、さらに本貫地の再検討、伝承荷担者への考察に及ぼうとしたものである。この伊和大神伝承は、我が国で広く親しまれる記紀神話の物語に体系づけられていない、地域の神話のひとつであり、古代の地域固有の神信仰を記す数少ない神話伝承史料のひとつであった。古代においては、このような神話伝承が地域固有に多数存在していたであろうが、残存する文献があまりに少なく、その実態を捉えることは多くの場合困難である。『播磨国風土記』にその足跡を留めた伊和大神は幸いであったと言わなければならない。

伝承とは数多くの要素を含むものであり、その姿を変えつつ伝播するものであると考えるならば、決して一元的に捉えられてはならない。伊和大神伝承に限らず、神話伝承を考証するにあたり、その神性を不変的固定的に規定しようと

する傾向は、伝承というものの本質を無視する立場であると考えられる。神の性格は絶対不変のものではなく、その神を信仰し祭る集団の性格の変容に依りて、時代に従って変わるものであることは疑えない。伊和大神伝承の示す神の変容の過程も、このことをよく表わしている。

また『播磨国風土記』は、他国からの移住者のことを多く記している。陸海の交通が発達していた当地にあっては当然のこと、それらが所謂「伊和大神出雲系説」の根拠にもつなげたのであるが、問題は、その伝承が最終的に記事として選択された背景にもある。ここで一つ興味深いのは、当国風土記編纂当時の播磨国大目楽浪河内の存在である。

その編纂にあたって巨勢朝臣邑治^②、石川朝臣君子^③が常に注目されてきたが、楽浪河内については殆ど取りあげられていない。続日本紀によると、彼は天智二年に百濟より帰化した沙門詠の子で、文章に秀でた人であったとされているから、当国風土記の編纂も多くこの人の手によったのかも知れない。多くの移住者のうち、韓国からの移住の伝承が目立って多いのは、この人の関与するところではないかと私は考えている。

このように当国風土記の問題点は数多く、未だ研究し尽されていない部分が多い。このたびの伊和大神伝承の研究が、それらの一つの足掛りとなればと願っている。

註

- ① 播磨国大目從八位上楽浪河内。勤造^三正倉。能効^三功績。進^三位一階。賜^三純十疋。布卅端。(『続日本紀』和銅五年七月甲申条)
- ② 正五位上巨勢朝臣邑治為^三播磨守。(『続日本紀』和銅元年三月丙午条)
- ③ 從四位上巨勢朝臣邑治為^三右大弁。(中略)從五位下石川朝臣君子為^三播磨守。(『続日本紀』靈龜元年五月壬寅条)